

○防衛省告示第二百二十九号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が令和八年八月二十八日次のとおり決定された。

令和八年九月一日

防衛大臣 小泉進次郎

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
三〇六七	横浜ノース・ドック	横浜市	国有	土地…約七、二〇〇平方メートル 水域…約三六、〇〇〇平方メートル	
			国有	工作物…岸壁	

四〇八三 川上弾薬庫

東広島市

国有

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和八年九月十一日から同月十六日までの間

土地…約二七、〇〇〇平方メートル

工作物…舗床等

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和八年九月二日から同月十

一日までの間

四〇八四 広弾薬庫

呉市

国有

土地…約二六、〇〇〇平方メートル

工作物…舗床等

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和八年九月二日から同月十

一日までの間

六〇四三 キャンプ桑江

沖縄県中頭郡北谷町 国有

土地…約六〇平方メートル

民有 土地…約一、七〇〇平方メートル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和八年八月二十九日から同

年九月十日までの間

六〇四四 キャンプ瑞慶覧

沖縄県中頭郡北谷町 国有

土地…約三八〇平方メートル

民有 土地…約五、三〇〇平方メートル

建物…約一、一〇〇平方メートル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和八年八月二十九日から同

年九月十日までの間

六〇四八 ホワイト・ビーチ地 うるま市

国有 土地…約五四〇平方メートル

区 公有 土地…約五〇平方メートル

民有 土地…約一三、〇〇〇平方メートル

進入路整備に係る調査のため共同使用する。

使用期間…調査終了の日まで

六〇五六 牧港補給地区 浦添市 国有 土地…約四〇〇平方メートル

公有 土地…約三五〇平方メートル

民有 土地…約二、三〇〇平方メートル

国有 建物…約六、九〇〇平方メートル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和八年八月二十九日から同

年九月十日までの間

六〇六四 那覇港湾施設 那覇市 国有 土地…約四九〇平方メートル

民有 土地…約一、四〇〇平方メートル

◎追加提供

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和八年八月二十九日から同
年九月十日までの間

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
------	-----	------	------	----

一〇六六	東千歳駐屯地	千歳市	国有	土地…約二八〇、〇〇〇平方メートル
------	--------	-----	----	-------------------

建物…約一、九〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和八年九月二日から同月三十日まで
の間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の
ための追加期間

陸上自衛隊東千歳駐屯地の施設の一部を
、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及
び区域として提供する。提供期間中は、
地位協定の関連ある条項が適用される。

一〇六六 東千歳駐屯地

苫小牧市

国有

土地…約九、一〇〇平方メートル

公有

土地…約二二、〇〇〇平方メートル

国有

工作物…舗床等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和八年九月二日から同月十六日ま
での間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の
ための追加期間

陸上自衛隊東千歳駐屯地（苫小牧西港）
の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の
適用ある施設及び区域として提供する。
提供期間中は、地位協定の関連ある条項
が適用される。

一〇六九 別海矢臼別大演習場 北海道野付郡別海町 国有

建物…約五〇平方メートル
工作物…照明装置等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和八年九月七日から同月三十日ま
での間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の
ための追加期間

陸上自衛隊別海矢臼別大演習場の施設の
一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある
施設及び区域として提供する。提供期間
中は、地位協定の関連ある条項が適用さ
れる。

一〇七〇 釧路駐屯地

釧路市

国有

土地…約八〇、〇〇〇平方メートル
工作物…鋪床等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和八年九月二日から同月十六日ま
での間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の
ための追加期間

陸上自衛隊釧路駐屯地（釧路港）の施設
の一部を、地位協定第二条四(b)の適用あ
る施設及び区域として提供する。提供期
間中は、地位協定の関連ある条項が適用
される。

一〇七七 丘珠駐屯地

札幌市

国有

土地…約九八、〇〇〇平方メートル
建物…約一、八〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和八年九月七日から同月三十日ま

での間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間

陸上自衛隊丘珠駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
土地…約一、二四二、〇〇〇平方メートル

建物…約一二、〇〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和八年九月十一日から同月十五日
までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の
ための追加期間

陸上自衛隊習志野演習場及び陸上自衛隊
習志野駐屯地の施設の一部を、地位協定
第二条四(b)の適用ある施設及び区域とし
て提供する。提供期間中は、地位協定の
関連ある条項が適用される。

三二八九 朝霞駐屯地
朝霞市、和光市、東 国有

京都練馬区

建物…約一二、〇〇〇平方メートル
工作物…水道等
訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和八年九月八日から同月二十四日
までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の
ための追加期間

陸上自衛隊朝霞駐屯地の施設の一部を、
地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び
区域として提供する。提供期間中は、地
位協定の関連ある条項が適用される。

三一九三 浜松飛行場

浜松市

国有

土地…約六〇〇、〇〇〇平方メートル

建物…約二二〇平方メートル

工作物…門等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和八年九月四日から同月十一日まで
の間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の
ための追加期間

航空自衛隊浜松基地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

建物…約二〇平方メートル

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和八年九月七日から同月十一日まで

五二二一 築城飛行場

春日市

国有

での間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の
ための追加期間

航空自衛隊春日基地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。